



4A16
YTH0002

表

講座名		点数		※
刑法 事例演習 34		2022年11月19日		
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ	
			氏名	

答
案
用
紙
1
頁

1	1. 甲の罪責
2	
3	(1) 甲が株式会社A代表取締役B名義のキャッシュカード(以下本件カード
4	①という)を用い、ATM機から現金合計200万円を引当出した行為に乙の
5	業務上横領罪(刑法65条、60条、253条、以下法名略。)が成立する。
6	ア. 甲はA社の経理担当としてB名義の預金口座から出入金する業務に従事し、
7	預金の正当な払戻権限を与えられているといえるからB名義の口座の預金による
8	金銭であり前記現金に対し法律上の支配が認められ、甲は前記現金を
9	「占有」していたといえる。
10	また、甲が出入金等の行為をする際にBの決裁を仰ぐ必要はなく甲自身の判断
11	において出入金等の業務を行うことが許されていたことから、上記占有は乙と
12	甲との間の委託信任関係に基づくものといえる。
13	さらに、甲はA社の委託を受けてA社前記口座の預金を占有・保管する事務を
14	継続的に行う者であり、「業務上」の占有者にあたる。
15	そして、甲が自己の交際相手に対しやくばの手打ち金として前記現金を交付
16	交付するために前記現金を引当出す行為は預金に対する金銭の占有・保管
17	を委託された任務に背いて所有者でなければできないような処分をする意思を
18	発現する行為といえ「横領」に当たる。
19	よって甲の上記行為に業務上横領罪の共同正犯が成立し、甲はかかる罪責を
20	(エ)に於いて負う。
21	2. 乙の罪責
22	(1) 乙の、甲にA社の金に不正に手をつけ前記現金の調達をしよう依頼しに行
23	動し甲の業務上横領罪の共同正犯(65条、60条、253条)が成立する。



23 判、業務者で占有者でない非身分者乙が^{先述した}甲の業務上横領罪に加盟した
24 場合^{でも}業務上横領罪の共同正犯が成立するか。
25

26 業務者の身分が真正身分か不真正身分かが問題となるところ、業務者の
27 身分は不真正身分であると解されるから非身分者乙には^{の上記行為}65条1項により
28 業務上横領罪の共同正犯が成立するが^同65条2項により単独横領罪(252条1項)~~が~~の刑が科せられる。
29

30 上記乙の上記行為には甲乙の業務上横領罪の共同正犯が成立する。
31 (2) 乙の、甲に虚偽事実を申し向けた行為に甲に対する詐欺罪(246条1項)
32 が成立するか。

33 ア、前記現金は「財物」にあたる。

34 ~~前記現金~~前記現金は甲が所有者のように処分権を有する^物の~~とはならず~~、
(251条・242条)
35 A社の所有物であるから他人の「占有する財物といえるか。242条にいう「占有」
36 の意義が問題となる。

37 ア、2点、占有を自己を保護することから自己救済の禁止や社会の財産秩序
38 維持にかなうから同条にいう「占有」とは事実上の占有を自己をいうと解する。

39 イ、よって本件における甲の占有するA社の預金による金銭は同条の「占有する財
40 物」にあたり、^{甲への}詐欺罪の客体たる「財物」に該当する。

41 ウ、乙~~の上記行為~~は虚偽事実を申し向けた~~行為~~行為があるから否かの判断の基
42 礎となる重要事項を偽る行為であるから欺罔行為甲から前記現金を
43 受け取っており、よって乙の行為により甲はやくごとの手打ち金が必要であるとの錯誤
44 に陥り、前記現金につき^{い、財産上の損害が生じる}処分行為を行っているから上記行為は甲への
詐欺罪の構成要件該当性を満たす。

(注意事項)
1 答案用紙の取扱い
答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に書き込んでください。
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、
筆記用紙の裏面に記入する場合は、訂正部分が横行にわたる場合
を除く）で記入してください。
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が横行にわたる場合は、
訂正部分の裏面に訂正した内容を記入してください。
(4) 答案用紙の裏面に書き込んで答案を作成した場合には、
時間終了後に配付することは認められません。
(5) 答案用紙の裏面に何も記載しないでください。
3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断され

45

本件において違法性阻却事由は、責任阻却事由に該当する事実があるから、

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390



お読みください。なお、解答欄の枠外（青色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り、）で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として
は採点で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
「表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験
される記載のある答案は無効答案として得点となります。

答案用紙 4 頁

67
利用できない状態になっていることから、乙の上記行為は実行行為性を欠
68
くつはどうか。不能犯と未遂犯の区別基準が問題となる。
69
ア、この点、実行行為の実質的内容を以て法益侵害の現実的危险性は一般
70
人の見地から判断して類型的なものであることに照し、行為者が危険性を特
71
に認識している場合には法益侵害の現実的危险性が生じるのであるから、
72
行為当時において一般人が認識し得る事情及び行為者が特に認識
73
している事情を基礎として一般人を基準に危険性の有無を判断すべき
74
である。
75
盗難カード扱いとしての処理は金融庁内部での処理であり
イ、本件において（行為者乙は）一般人からして甲の上記カードが盗難カードと
76
して使用不可能になっていることを認識しえず、また乙も認識していなかったから
77
一般人及び甲が認識していた上記カードは使用可能とF支店長の意思に反し
78
占有移転の現実的危险性が発生と認識し、乙も同様に認識していた
79
といえるから、乙の上記行為にはF支店長に対する窃盗未遂罪が成立する。
80
窃盗未遂罪である
(6) 乙がGをつさばれた行為は一般的に反抗抑圧に足る程度の暴行
81
解迫とまではいえず、事後強盗未遂罪（43条、238条）は成立しない。
82
(7) したがって乙には①業務上横領罪の共同正犯 ②甲に対する詐欺罪
83
③甲への恐喝罪 ④窃盗罪 ⑤窃盗未遂罪 ⑥が成立し、乙は加害者罪責
84
を負う。
85
86
87
88

以上